

北部保健所環境教育のための物品貸出要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、中津市及び宇佐市で実施される環境教育を支援するために、環境教育を実施する者への物品の貸出について必要な事項を定めるものである。

(貸出の対象)

第 2 条 物品は、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出を行うものとする。

ただし、いずれの場合においても使用場所は中津市内又は宇佐市内に限るものとする。

- (1) 政治目的、宗教目的及び営業目的のものではない環境教育を行う場合
(単一の家族内で環境教育を行う場合を除く)
- (2) その他、保健所長が認めた場合

(借出の申請)

第 3 条 物品の貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする 7 日前までに、環境教育のための物品借出申請書(様式第 1 号)を北部保健所長に提出しなければならない。

ただし、電子申請システムを使用して申請する場合は、専用の入力フォームに必要な事項を入力して申請することにより、物品貸出申請書(様式第 1 号)の提出を省略することができるものとする。

(貸出の期間)

第 4 条 物品の貸出の期間は 1 回の申請につき 14 日以内とする。ただし、北部保健所長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(貸出の決定)

第 5 条 北部保健所長は、第 3 条に規定する申請書が提出された場合は、貸出の可否を審査し、環境教育のための物品貸出(承認・不承認)決定通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に対して貸出の可否を通知するものとする。

(物品の貸出を受けた者の責務)

第 6 条 物品の貸出を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理のもとに物品を使用すること。
- (2) 申請書に記載された環境教育以外の用途で使用しないこと。
- (3) 物品の処分、譲渡又は転貸を行わないこと。
- (4) 損傷した場合は、現状回復に努めること。

(損賠賠償)

第 7 条 物品の貸出を受けた者は、故意又は重大な過失により物品を亡失し、又は損傷させたとき、北部保健所長が認めるときは、北部保健所が相当と認める物品をもって賠償するものとする。

(附則)

この要領は、令和3年8月16日より適用する。

この要領は、令和5年6月13日より適用する。

大分県北部保健所長 殿

(住 所)
(団 体 名)
(代表者名)
(電話番号)

環 境 教 育 の た め の 物 品 貸 出 申 請 書

上記のことについて、下記のとおり物品の貸出を受けたいので、申請します。

記

1 貸出を希望する期間等

貸出希望期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
貸出を受けた物品を用いて行う環境教育の内容	実施日時： 実施予定場所：大分県 対象者： 人 内 容：
取扱責任者	氏名： TEL：

2 貸出を希望する物品の名称及び数量

物品の名称	数量	備考	※保健所処理欄

(裏面に続く)

3 以下の事項について誓約します。

(1) 政治目的、宗教目的及び営業目的のものではありません。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が主催するものではありません。

様式第 2 号

(公印省略)

北 保 第 号
年 月 日

殿

大分県北部保健所長

環境教育のための物品貸出(承認・不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上記のことについて、次のとおり決定したので、北部保健所環境教育のための物品貸出要領第 5 条に基づき通知します。

記

1 貸出の可否 承認(不承認)

2 貸出期間 から まで

3 貸出物品の名称及び数量

物品の名称	数量	備考

4 貸出条件

- (1) 善良な管理のもとに物品を使用すること。
- (2) 申請書に記載された環境教育以外の用途で使用しないこと。
- (3) 物品の処分、譲渡又は転貸を行わないこと。
- (4) 損傷した場合は、現状回復に努めること。
- (5) 故意又は重大な過失により物品を亡失し、又は損傷させたと北部保健所長が認めるときは、北部保健所が相当と認める物品をもって賠償すること。